

予防接種

「予防接種法」では、予防接種は勧奨接種（受けるように努めなければならない）と定められています。お子さんの健康状態のよいときに予防接種を受けて、免疫をつけ感染症からお子さんを守りましょう。

◆医療機関で行う予防接種（個別接種）

静岡市と契約した医療機関で実施します。

※実施日及び受付時間は事前に医療機関にお問い合わせください。

詳細は、保健所及び各保健福祉センターで配布している予防接種のしおりをご覧ください。

予防接種名	対象年齢	標準接種年齢	接種回数
急性灰白髄炎（ポリオ）（注1）	3か月～7歳6か月未満	3か月～1歳6か月未満	41日以上あけて2回
BCG（注2）	6か月未満		1回
三種混合	1期初回 3か月～7歳6か月未満	1期初回 3か月～1歳未満	三種混合 初回3回（20～56日間隔）と追加1回
（ジフテリア、百日せき、破傷風）	1期追加 7歳6か月未満 三種混合は3回目、二種混合は2回目 終了後6か月以上の間隔をおく	1期追加 三種混合は3回目、二種混合は 2回目終了後1年～1年半	二種混合 初回2回（27～41日間隔）と追加1回
二種混合 （ジフテリア、破傷風）	2期 11歳～13歳未満	2期 11歳	2期 1回
麻しん・風しん混合 （MR） または 各単独ワクチン（注3）	1期 1歳～2歳未満		1回
	1期末接種の2歳～ 2期の年齢未満の子		（注4）
	2期 小学校就学前の1年間		1回
	2期末接種の小学校1年 生～小学校5年生		（注5）
	3期 中学校1年生に相当 する年齢の1年間		1回（平成24年度末で終了）
4期 高校3年生に相当す る年齢の1年間		1回（平成24年度末で終了）	
	平成23年度に小学校6年生又は高校 2年生に相当する3歳、4歳の対象年齢 に達していない子		（注6）

（注1） ポリオの予防接種は、4月と9月のそれぞれ1か月間、医療機関において実施しております。

（注2） 医学的理由により生後6か月未満までの期間に接種できなかった場合には主治医に相談してください。

医師の判断により、静岡市では1歳未満なら接種できます。

（注3） 麻しんまたは風しんにかかったことのあるお子さんが、かかっていない方の接種をする際、選んでください。麻しん2回、風しん2回、ということも可能ですが、かかったことのないお子さんはできるだけ混合ワクチンで受けましょう。

（注4） これまでに無料で麻しん、風しんの予防接種を受けていないお子さんが対象で、混合ワクチン1回または各単独ワクチン1回ずつ、静岡市の負担で接種できます（静岡市の制度）。

この制度での接種後2期の対象年齢となった場合は、2期の接種について接種医師と相談してください。

（注5） 第2期の未接種の子が対象で、混合ワクチン1回または各単独ワクチン1回ずつ、平成23年度に限り、静岡市の負担で接種できます（静岡市の制度）。

（注6） 平成24年度に麻しん風しん3期4期の対象年齢を迎える子で、海外への修学旅行等、学校等の都合により予防接種が必要と認められる場合、無料で接種できます。詳しい条件や受け方などは保健所保健予防課へお問い合わせください。

☆日本脳炎予防接種の扱い

平成23年5月20日付で定期接種対象者の一部変更があり、平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれたお子さん（平成23年5月現在、4歳から高校1年生相当で誕生日が6月1日以降のお子さん）が該当）は特例対象者となりました。それ以外のお子さんは変更ありません。日本脳炎の予防接種については、接種券または接種シールがなくても接種していただけますが、お持ちの方は持参してください。なお、表の標準接種年齢に該当するお子さんは、接種するように努めてください。

接種期	接種対象年齢		標準接種年齢	回数・間隔（注2）
	特例対象者（注1）	特例対象者未満		
1期初回	20歳未満	6か月～7歳6か月まで	3歳または9歳	6～28日間隔で2回
1期追加	（ただし、2期は9歳から）	6か月～7歳6か月まで	4歳または10歳	1期初回完了後、おおむね1年おいて1回
2期		9～13歳未満	—	1回

（注1）平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれたお子さん

（注2）この表の回数・間隔は、これから接種を開始するお子さんの場合です。すでに接種した分がある場合は、医師に相談してください。

★予防接種を受けられない場合（予防接種が不適当なお子さん）

- ・明らかに発熱（37.5℃以上）しているお子さん
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- ・当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかなお子さん
- ・その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあるお子さん

☆静岡市外で予防接種を受けたい場合について

里帰り出産等により、静岡市外で予防接種を希望する場合は、次の手順により予防接種依頼書の発行を受けてください。静岡市の接種シール（または接種券）は、市外では使用できません。なお、市外での接種は原則として有料となります。

1. まず、どの市区町村の、どの医療機関で、何の予防接種を受けたいかを電話で申し出てください。（県内の医療機関であれば、公費による接種が可能な場合があります。）
2. 申請者に対し「予防接種依頼書交付願」の提出を求めます。保健所保健予防課に直接提出していただくか、郵送等の方法により提出してください。
3. 提出後、1週間程度で「予防接種依頼書」が出来上がりますので、直接取りに来ていただくか、郵送により交付します。
4. 接種を希望する市区町村または医療機関へ予防接種依頼書を持参し、予防接種実施の手続きをとってください。（市区町村または医療機関により手続き方法は異なりますので、事前に問い合わせいただくことをお勧めします。）

※予防接種依頼書発行は、交付願が提出されてから1週間程度かかるため、早めの連絡をお願いします。

問い合わせ先

静岡市保健所保健予防課

葵区城東町 24-1 ☎249-3173